



被災された方のための

<随時発行>

生活支援情報

第 14 号

平成 23 年 8 月 25 日

仙台市災害対策本部

震災で損壊したブロック塀の撤去を行います

○震災により損壊し、倒壊の恐れのあるブロック塀を、所有者の申請に基づいて市が解体・撤去を行います（基礎部分を除き、ブロック塀全体の解体となります）。

◆撤去の対象＝震災により損壊したブロック塀で、個人または中小企業者等（※）が所有するもの。コンクリートブロック造のほか、石造やれんが造の塀も対象となります

※中小企業基本法に定める中小企業者等（これに準じる公益法人等を含む）

◆受付期間＝11月30日（水）まで〔8月と9月は土・日曜日、祝日も受け付けます〕

◆受付場所＝対象となる物件が所在する地域の区役所・総合支所

受付窓口	受付時間
青葉区役所 2階特設会場	9:00～16:30
宮城総合支所 3階第2会議室	
宮城野区役所 6階ホール	
若林区役所 1階ロビー	
太白区役所 1階ロビー (秋保総合支所管内の物件も、太白区役所で受け付けます)	
泉区役所 東庁舎3階特設会場	

◆必要書類

- ①願出書（様式は各受付場所で配布しているほか、市ホームページからも取り出せます）
- ②来所する方の身分を証明するもの（運転免許証等）と印鑑
- ③固定資産課税台帳登録事項証明書（ブロック塀がある土地のもの。区役所等で発行しています）
- ④ブロック塀の現況写真（全体が分かるもの）
- ⑤隣地所有者の同意書（隣地境のブロック塀を撤去する場合のみ）
- ⑥商業・法人登記簿謄本（中小企業者、法人の方のみ）

*代理の方が申請する場合は委任状が必要です。このほか、個別の事情により必要書類が追加になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ

「損壊家屋等の解体・撤去」専用ダイヤルTEL263-8590

（開設時間：午前9時～午後5時。9月30日までは土・日曜日、祝日も開設）

「被災された方のための 生活支援情報」をご希望の方に郵送します

避難所を出る際にその旨をお届けいただくか、被災者支援情報ダイヤルTEL214-3805にご連絡ください。

震災で損壊したブロック塀の撤去費用を助成します

○震災により損壊したブロック塀を、既にご自身の負担で解体・撤去した方に対し、その費用を助成します。

◆**助成対象**＝震災により損壊した、個人または中小企業者等(※)が所有するブロック塀で、8月22日より前に解体業者と解体・撤去に係る契約を交わしたものの。コンクリートブロック造のほか、石造やれんが造の塀も対象となります

※中小企業基本法に定める中小企業者等（これに準じる公益法人等を含む）

◆**助成額等**＝既に解体・撤去した方の申請に基づき、審査の上、助成額を決定します。なお、個別のケースにより必要書類や手続きが異なりますので、**事前に電話で予約の上**、受付場所へお越しください

◆**予約受付**＝9月1日(木)から「損壊家屋等の解体・撤去」専用ダイヤル（TEL263-8590）で

◆**申請受付期間**＝9月7日(水)～11月30日(水)

◆**申請受付場所**＝環境局震災廃棄物対策室（青葉区一番町四丁目7-17小田急仙台ビル5階）

■問い合わせ

「損壊家屋等の解体・撤去」専用ダイヤルTEL263-8590

（開設時間：午前9時～午後5時。9月30日までは土・日曜日、祝日も開設）

子どものこころの相談室

○震災後、お子さんの身体や行動に変化がみられるなど、気掛かりなことはありませんか。児童精神科医と専門スタッフが相談に応じます。

◆**日時**＝9月7日・21日、10月12日・26日（各水曜日）午前10時～午後3時

◆**会場**＝市役所二日町第3仮庁舎（青葉区二日町12-26カメイ勾当台ビル）3階第3会議室

◆**予約制**。事前に電話でお申し込みください

◆11月～3月も毎月2回開催します。詳しい日程についてはお問い合わせください。

■問い合わせ

精神保健福祉総合センター（はあとぽーと仙台）TEL265-2191

(財)家族計画国際協力財団(ジョイセフ)のお知らせ

産婦の方へ義援金を支給します

◆**対象**＝被災時に岩手・宮城・福島県の3県に住民票があった被災者（住家が全壊または半壊した方、または東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う警戒区域に居住していた方）で、平成23年3月1日～12月31日に出産された女性

◆**申請方法**＝所定の申請書（ホームページ<http://www.joicfp.or.jp/jp/>から取り出せるほか、希望者には送付します。郵便またはファクスでご請求ください）に「り災証明書」「住民票」「母子健康手帳出生届出済証明欄（公印押印）」の写しを添えて

◆**申請期限**＝平成24年2月29日（必着）

※ただし、義援金の資金がなくなった場合は、期限前に締め切ることもあります

■問い合わせ

(財)家族計画国際協力財団（ジョイセフ）

〒162-0843 東京都新宿区市谷田町1-10 保健会館新館

TEL03-3268-3172 FAX03-3235-9776